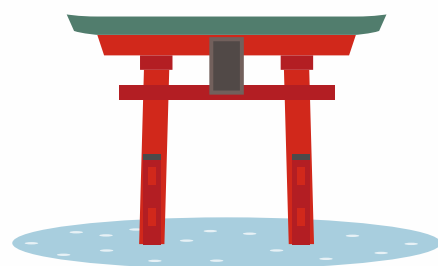


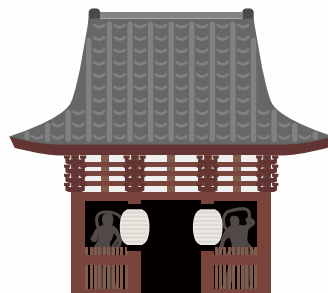


SHIGA GUARANTEE REPORT 2026

滋賀県信用保証協会レポート
—ディスクロージャー誌—



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会



ごあいさつ



理事長 西 嶋 栄 治

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の令和7年度の事業活動実績及び今後の事業計画をご報告するディスクロージャー誌「滋賀県信用保証協会レポート2026」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに業務内容や当協会の取り組みについて、ご理解を深めていただければありがたく存じます。

さて、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、物価高騰や深刻化する人手不足、長期化する中東情勢の影響等により依然として厳しい状況が続いています。

こうした中、当協会では、経営改善や事業再生の支援が必要とされている中小企業者等に対して、金融機関と連携のうえ中小企業活性化協議会への早期の相談持ち込みを積極的に行うなど、当協会が主体となって中小企業者等の実情に応じた支援に取り組みました。また、「事業者選択型経営者保証非提供制度」をはじめとする経営者保証非徴求の各種取り組みを積極的に推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、一層の浸透と定着に努めてまいりました。さらには、昨年11月に公表された「強い経済を実現する総合経済対策」に基づく「協調支援型特別保証制度」や「経営改善サポート保証」の活用促進に加え、金融機関や士業等と連携した予兆管理を強化するための新たな信用保証制度の創設が発表されたことを受け、今年3月から「モニタリング強化型特別保証制度」の取り扱いを開始するとともに、関係機関と連携した予兆管理体制の強化を推し進めてまいりました。

第7次中期事業計画の最終年度となる令和8年度におきましては、引き続き「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、金融機関や支援機関と連携し、経営状況の変化を早期に捉えることで、経営改善・事業再生・再チャレンジの総合支援に取り組んでまいります。また、今年度より「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を取得した中小企業者等に対する保証料一部助成を伴う滋賀県制度融資が創設されました。当協会は同認証の「三つ星企業」として、県や関係機関とも緊密に連携し、保証制度を通じて県内女性活躍推進企業を金融面から支援してまいります。さらに、多様な人材が能力を発揮できる職場環境を整備し、組織力の向上に努めるとともに、健康経営の推進や職員の成長を支える取り組みにも一層注力することにより、中小企業者等の皆さまへのさらなる支援の充実を図ってまいります。

当協会役職員一同、全国51協会の中で、小さくともキラリと光る存在、常にフロンランナーを目指す気概に溢れた組織を目指し、滋賀県経済の持続的発展に貢献してまいりますので、皆さまには引き続き、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年8月

CONTENTS

● 経営理念	1
● 滋賀県信用保証協会の概要	2
プロフィール、設立からのあゆみ	
● 中期事業計画と年度経営計画	3
第7次中期事業計画、令和8年度経営計画	
● 当協会の取り組み	9
創業支援、経営支援・再生支援	
金融機関・関係機関との連携、その他地域社会への貢献	
滋賀県信用保証協会サステナビリティレポート2025	
広報活動	
● 令和7年度業務実績	20
主要数値の推移、金融機関群別・制度別・業種別保証状況	
市町別保証利用企業者数、収支計算書、貸借対照表	
● 信用保証の概要	30
信用保証制度のしくみ、信用保険制度のしくみ	
ご利用いただける方、信用保証料	
令和7年度創設の保証制度、令和7年度推進の保証制度	
責任共有制度のしくみ	
● コンプライアンス	37
コンプライアンス態勢、コンプライアンス組織体制図、個人情報保護宣言	
反社会的勢力等の排除	
● 役員名簿・組織機構図	40
● 事務所のご案内	41
お問い合わせ窓口、アクセス	

●経営理念

1 中小企業経営の安定化

滋賀県信用保証協会は、協会が定める執務指針「公平、懇切、正確、迅速」をもって、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、適時性の高い信用保証の供与と経営課題の解決にむけた支援を積極的に行い、地域産業の振興と発展につくします。

2 健全経営の確立

滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、健全経営を貫きます。

3 公共的機関として持続可能な地域社会実現への貢献

滋賀県信用保証協会は、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業・小規模事業者の企業価値の向上に貢献するとともに、「経済課題」「社会課題」「環境課題」の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

滋賀県信用保証協会の概要

プロフィール

(令和8年3月31日現在)

名 称	滋賀県信用保証協会
設 立	昭和24年4月14日
根 拠 法	信用保証協会法
基 本 財 産	294億円
利 用 企 業 者 数	16,463企業
保 証 債 務 残 高	3,599億円
役 職 員 数	常勤役員 5名（非常勤役員16名） 職 員 73名



設立からのあゆみ

昭和24年 4月	社団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了 業務開始
昭和25年 4月	財団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了
昭和28年 8月	信用保証協会法 公布施行
昭和29年 8月	信用保証協会法に基づき、特殊法人へ組織変更登記完了
平成元年 7月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年10月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の50倍
平成11年 1月	保証債務残高3,000億円突破
平成13年 4月	保証協会債権回収株式会社（サービサー）滋賀営業所営業開始
平成16年 9月	事務所新築移転 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7・8階
平成18年 4月	保証料率の弾力化、経営支援室設置
平成19年10月	責任共有制度導入
平成23年 7月	コンピュータ共同システム（COMMONシステム）に加入
平成31年 4月	当協会創立70周年、創業支援室設置
令和元年10月	滋賀県信用保証協会SDGs宣言
令和 2年 9月	保証債務残高4,000億円突破
令和 4年 4月	経営相談チーム設置、デジタル推進本部設置
令和 4年 5月	イクボス宣言
令和 6年 4月	創業支援課、経営支援課、経営相談課設置
令和 7年 2月	滋賀県女性活躍推進企業三つ星認証取得
令和 7年 3月	保証協会債権回収株式会社（サービサー）滋賀営業所休止
令和 7年11月	健康企業宣言



中期事業計画と年度経営計画

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

真に求められる存在へ 企業に寄り添い 共に歩む

滋賀県信用保証協会は、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一歩前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現します。また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組みます。

以上のビジョンに基づき、令和6年度からの3か年においては、以下の項目を基本方針として取り組みます。

基本目標

1 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

- (1) 多様なニーズに対する金融支援の推進
- (2) 経営支援、事業再生支援の推進
- (3) 創業支援、事業承継支援の充実
- (4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化
- (5) 金融機関・関係機関との連携深化
- (6) 広報活動の充実

2 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

3 地域社会への貢献

4 経営品質の向上

- (1) 組織体制および人材育成の強化
- (2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化
- (3) 蓄積したデータのフル活用
- (4) コンプライアンス態勢の充実
- (5) 経営基盤の安定と強化

事業計画

(単位：百万円・%)

	令和6年度			令和7年度			令和8年度	
	計画金額	実績金額	計画比 (実績/計画)	計画金額	実績金額	計画比 (実績/計画)	計画金額	前年度 計画比
保証承諾	95,000	101,834	107.2	90,000	113,261	125.8	90,000	100.0
保証債務残高	359,000	372,818	103.8	340,000	359,939	105.9	320,000	94.1
代位弁済	7,000	5,353	76.5	6,000	5,358	89.3	6,000	100.0
回収	800	1,662	207.8	800	1,366	170.8	800	100.0

令和8年度経営計画

1 業務環境

●滋賀県の景気動向

県内の景気動向は、緩やかに持ち直しています。個人消費は、百貨店・スーパーの売上が前年を上回っていること、観光動向において国内客を中心に堅調に推移していることから緩やかに持ち直しつつあります。生産活動は、ハイブリット車向け電装関連機器の需要が旺盛である電気機械分野に加え、医薬品の販売が好調で大手製薬会社からの受注が増加した化学分野も高水準で推移しており全体として緩やかに持ち直しています。設備投資は、全産業で前年を上回る見込みです。雇用情勢は、新規求人数は前年を下回っているものの、有効求人倍率は上昇し持ち直しつつあります。

先行きについては、緩やかに持ち直していくことが期待される一方、金利上昇、物価動向、海外の通商政策等の影響には引き続き注意が必要です。

●中小企業を取り巻く環境

近年、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰や人材不足などの影響により、十分に景況の回復を実感できるまでに至っていない状況にあります。

こうした事業環境のもと、中小企業には、賃上げにつながる価格転嫁の実現や、省力化・省エネ投資による生産性向上、経営者の高齢化や後継者難への対応といった構造的課題への取り組みが引き続き求められています。加えて、付加価値向上を目的とした脱炭素化・GXおよびDXへの取り組みも重要性を増しており、中小企業には一層の経営力強化が求められています。

2 業務運営方針

滋賀県信用保証協会は、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一歩前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現します。また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組みます。

令和8年度は第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）の最終年度に当たります。これまでの取り組みを総括し成果を着実なものとするために、以下の4つの基本目標を着実に実行し、上記ビジョンの達成を目指します。

1. 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援
 - (1) 多様なニーズに対する金融支援の推進
 - (2) 経営支援、事業再生支援の推進
 - (3) 創業支援、事業承継支援の充実
 - (4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化
 - (5) 金融機関・関係機関との連携深化
 - (6) 広報活動の充実
2. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進
3. 地域社会への貢献
4. 経営品質の向上
 - (1) 組織体制および人材育成の強化
 - (2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化
 - (3) 蓄積したデータのフル活用
 - (4) コンプライアンス態勢の充実
 - (5) 経営基盤の安定と強化

1. 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

(1) 多様なニーズに対する金融支援の推進

- ① 創業予定者や創業後間もないお客様に対しては、「創業関連保証」、「開業資金」を推進するとともに、当協会と連携協定を締結した大学の大学発ベンチャー企業や学生等への「大学連携信用保証料割引制度」や商工団体と連携した信用保証料割引制度、県北部地域で事業を開始する創業者へは「開業資金（北部振興枠）」、「長浜市創業支援資金」を活用し、創業時とその後の資金面をサポートすることで地域活性化にも貢献します。
- ② 小規模事業のお客様に対しては、小口零細企業保証等を活用し、安定的な資金調達を支えます。
- ③ 債務の返済負担増加に伴う借換需要や原材料価格の高騰等の環境変化への対応に対しては、事業者の実情に応じて、「協調支援型特別保証制度」、「経営力強化保証制度」、「モニタリング強化型特別保証制度」を活用し金融と経営支援の一体的取り組みを進めていきます。また、金利上昇局面にあることから、利率が低く固定金利である滋賀県制度融資を活用し資金繰りを支援します。
- ④ 金融機関が推薦する経営に努力するお客様に対しては、金融機関との提携保証制度を活用し、迅速で円滑な金融支援を行います。
- ⑤ SDGs達成に向けて取り組みを進めるお客様に対しては、「SDGsトライアル保証」、「SDGsステップアップ保証」の活用により、SDGs達成に向けて資金面から応援します。
また、政策推進資金の「GX・DX推進枠」や「女性活躍推進枠」を活用し支援することで、お客様の企業価値向上にも貢献します。
- ⑥ 事業承継を必要とされるお客様に対しては、「事業承継特別保証制度」や「事業承継借換保証制度」等経営者保証を不要とする保証制度の積極的な活用により、円滑な事業承継を資金面から支援します。
- ⑦ 危機発生時には、「経営安定関連保証」や「災害関連保証」「危機関連保証」等を活用しながら、事業継続に向け迅速な資金繰り支援を行います。また、共同システム停止期間中における保証業務継続に向けた取り組みを行います。
- ⑧ 「経営改善サポート保証」「政策推進資金（再生支援枠）」等の経営改善に係る保証制度やモニタリング強化型特別保証制度を推進することにより、お客様の資金繰り改善支援を行います。
- ⑨ 昨年度に組成された京滋中小企業応援ファンドを、お客様の事業再構築のための金融支援や再生支援に活用します。
- ⑩ 分割弁済の不履行が発生したお客様や事故報告を受付したお客様に対して適切に期中管理を行い、適時、条件変更や借換による資金繰り支援を行います。
- ⑪ 代位弁済を実施したお客様であっても、事業継続し経営改善に取り組む場合、事業再生を後押しするとともに求償権消滅保証による金融の正常化を進めます。

(2) 経営支援、事業再生支援の推進

- ① 外部専門家の活用を積極的に推進し、お客様の収益力改善や経営課題の解決に向けた支援を進めます。
- ② 「協調支援型特別保証制度」や「経営力強化保証制度」などを活用した借換により資金繰り改善支援を行うとともに、各種保証相談窓口を活用し、お客様の実情に応じて金融機関や関係機関とも連携を図りながら課題解決に向けた支援を行います。
- ③ 保証付融資シェアの高いお客様へ早期の面談機会をつくり、正確な状況認識を促すとともに、お客様の実情に応じた改善提案、経営サポート会議の活用、販路開拓のための本業支援等、当協会を起点としたプッシュ型支援やフォローアップを継続して進めていきます。
- ④ 経営改善、事業承継、生産性向上等の経営課題を有するお客様に対し実施している外部専門家派遣の内容を見直し、経営診断や事業計画策定、モニタリングを通じて、経営課題の解決および顧客満足度の向上に取り組めます。

- ⑤ 中小企業診断士および公認会計士に加え、昨年度新たに追加したSNSに精通した専門家やフードコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用し、事業内容や業種特性に応じた実践的な助言を行うことで従来以上に踏み込んだ支援を実施します。

(3) 創業支援、事業承継支援の充実

- ① 創業予定者に対して、相談窓口を活用した相談体制の充実や創業計画の策定支援等を行います。
- ② 創業後間もないお客様に対しては、個社支援チームを編成するなど、協会職員によるフォローアップの充実を図り、外部専門家を活用した経営診断や専門的なアドバイス等を実施するとともに、創業セミナー等を通じお客様の成長を支えます。
- ③ 事業承継を必要とされるお客様に対しては、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して個別案件協議を実施するなど、課題解決に向けた支援を行い、円滑な事業承継を促進します。

(4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化

- ① 事業の継続を断念されたお客様や金融調整が困難なお客様に対しては、滋賀県中小企業活性化協議会への持ち込みや「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を活用したお客様の事業再生支援、再チャレンジ支援を進めます。また、個々の実情に応じた代位弁済の提案を行うことでお客様の負担軽減を図り、生活再建を考慮した支援を行います。
- ② 代位弁済後であっても意欲をもって事業を継続し、雇用を確保しながら誠実な返済を進めるお客様に対しては、各種経営支援メニューの提案を行い、求償権消滅保証による金融の正常化を図ります。
- ③ 正常化を目指すお客様に対して、外部専門家派遣を推進するとともに、中小企業活性化協議会への持ち込みをするなど正常化に向けた取り組みを行います。
- ④ 代位弁済から原則5年を回収期間と捉えた回収方針を立案し、早期に求償権の解決の方向性を決定します。
- ⑤ 代位弁済から5年を経過し、長期に渡って完済の見通しが無いお客様に対しては損害金減免を活用した一括弁済要請や一部弁済による連帯保証債務免除・主債務の内整理を実施するなど合理性をもった求償権の解決を実施します。
- ⑥ 回収見込みのない求償権については、適時に管理事務停止や求償権整理により求償権残高が堆積することを抑制します。
- ⑦ 定期回収の定着や一括弁済の向上に向けて取り組みます。

(5) 金融機関・関係機関との連携深化

- ① 金融機関とは定期的な意見交換・情報交換・勉強会を実施し、支援施策や個別企業にかかる課題、支援方針等を共有するとともに、プロパー融資との協調融資保証制度等を活用し連携した支援を進めます。
- ② 金融機関、日本政策金融公庫との連携による創業支援を進め、創業予定者や創業後間もないお客様に対する幅広い支援を実施します。
- ③ 当協会と連携協定を締結した大学と連携して、創業セミナーや出張講義等の実施による創業者マインドの醸成等に向けた取り組みを進めます。
- ④ 商工会・商工会議所や滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとは、定例の相談会や各種会合への参加による情報交換等を行い連携した支援を進めます。
- ⑤ 迅速な事務処理のため、金融機関設定担保の更なる活用を進めます。
- ⑥ 認定支援機関と連携し、予兆管理体制の構築に向けて取り組みます。
- ⑦ 金融機関と連携し、決算書提出時に業況悪化が認められる中小企業者を早期に把握できる体制を整備することで、予兆管理体制を構築します。これにより、経営支援を早期に開始するとともに建設的な対話を通じて連携を深化させ、金融面と経営面の両面から適宜適切な支援に努めます。
- ⑧ 滋賀県再生支援連絡会議を開催し、金融機関をはじめとした関係機関と経営支援等の取り組みに関する情報共有を図るとともに、お客様に対する予兆管理に向けた協力体制の構築や役割分担の整理を行い支援環境の整備に努めます。

- ⑨ 金融機関と連携の上、保証付融資の割合が高いお客様について、主体的に経営改善支援、事業再生支援の必要性を検討し、必要に応じて滋賀県中小企業活性化協議会へ相談持込を積極的に行い、お客様の早期窓口相談を促します。
- ⑩ 滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点および滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターに当協会を加えた4機関が連携し、定期的な意見交換・情報交換や個別企業の経営支援策について協議します。また、多岐にわたる経営課題を抱えるお客様に対して、4機関合同で個別相談会を開催し個別案件でも連携した支援を進めます。
- ⑪ 予兆管理強化のために、保証制度に関わらず税理士等との間で経営状況に変化が生じた時には即時に報告をもらうスキームを構築することで、経営支援の早期着手に取り組みます。また、このスキームの実効性を高めるために勉強会や意見交換会を開催し、支援内容への相互理解を深めることで連携を一層強化します。
- ⑫ 金融機関の若手・中堅担当者を対象とした勉強会や意見交換会を実施し、経営支援等のレベルアップを行うとともに、金融機関担当者と保証協会担当者の連携を深めます。
- ⑬ 県、市・町、商工団体とは定期的な意見交換・情報交換を行い、セミナーや相談会等の実施などお客様の課題解決に向け連携した取り組みを行います。
- ⑭ 税理士とは定期的な意見交換・情報交換を行い、お客様の予兆管理体制の構築に向けた連携強化に取り組みます。

(6) 広報活動の充実

- ① SNS等を活用したタイムリーな情報提供により効果的な情報発信を行います。
- ② 創業支援、経営支援、CSR活動など当協会の様々な取り組み内容を新聞やテレビ等のメディアで積極的に発信し、認知度向上に向けた広報活動を行います。
- ③ SDGsに積極的に取り組むお客様や創業されたお客様を当協会広報誌等において紹介することで広報面からお客様を支援します。
- ④ 当協会広報誌での経営支援事例の掲載や各種保証制度のチラシの作成等、お客様の多様なニーズに応じた親しみやすい広報活動に努めます。

2. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

- ① 金融機関連携型・財務要件型・担保型、「事業者選択型経営者保証非提供制度」や「スタートアップ創出促進保証」といった経営者保証を不要とする保証制度を継続して推進するとともに、金融機関連携型の取り扱いを増やすために協会が主体的に金融機関へ研修や情報共有を行います。また、お客様へは定期的な情報発信による周知を継続して行うことで、県内中小企業者の経営者保証を不要とする取り扱いの割合をさらに高めていきます。
- ② 当協会を起点としたプッシュ型支援で「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を積極的に活用し、お客様の事業再生支援、再チャレンジ支援を進めます。

3. 地域社会への貢献

- ① 持続可能な地域社会の実現に向け、金融支援を通じた取り組みを進めるとともに、県内大学と連携して創業セミナーや創業相談会の開催や、金融機関、関係機関等が実施する新事業創出等への取り組みに参画するなど、地方創生に貢献する取り組みを進めます。
- ② 県内にキャンパスを有する大学と連携して創業者マインドの醸成を行うとともに、キャリア教育活動を通じた次世代の人材育成やインターンシップをはじめとするキャリア形成支援活動等により地方創生に貢献する取り組みを進めます。
- ③ SDGs債への投資や女性のエンパワーメントへの注力等により業務を通じてSDGs達成に向けた取り組みを行います。
- ④ エシカル消費の推進や地域活動への参加等によりCSRを推進します。

4. 経営品質の向上

(1) 組織体制および人材育成の強化

- ① 多様なお客様のニーズに適切に対応していくため、デジタル人材の育成や中小企業診断士等の資格取得推奨、中小企業支援機関への出向等により職員の能力向上を行います。
- ② システム部門を強化するために、外部専門家との協働や各種研修・セミナー等への参加により職員のIT分野における専門能力の向上に取り組みます。
- ③ 働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍および健康経営を推進し、職員全員がやりがいを持ち、安心して働くことができる活気ある職場環境の醸成に取り組みます。

(2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- ① 事務の見直しを進めながら、定例業務の自動化（RPA）を活用した業務の効率化を図り、生産性の向上に取り組みます。
- ② 「信用保証協会電子受付システム」の安定的な運用を進めるとともに、未導入の金融機関に対し取扱い開始に向けた調整を進めます。
- ③ お客様のニーズにあったDX化実現に向けた金融支援・経営支援を実施します。
- ④ 決算書の電子的授受や保証債務残高照会システムの導入に向けて検討を進めます。
- ⑤ 電子内容証明サービスや管理事務手続きにおけるPay-easy（ペイジー）を活用し、債権管理業務の効率化を進めます。
- ⑥ 信用保証稟議書の電子文書保存や債権書類の外部保管など文書管理の適正化を図ります。
- ⑦ 電子文書管理・電子決裁システムの拡充により、さらなる業務プロセスの効率化を進めます。
- ⑧ スマホの運用ルール確立による安定稼働および業務の効率化に取り組みます。
- ⑨ 顧客管理のサブシステム導入により業務の効率化とお客様の利便性向上に取り組みます。
- ⑩ 人事・給与システムのクラウド化による業務の見直しを行います。

(3) 蓄積したデータのフル活用

- ① お客様に対して実施してきた経営支援への取り組みについて、蓄積したデータに基づき、当協会が経営改善支援を行ったお客様の中で「売上高増加率」「営業利益率」「CRD財務点数」の指標が支援前と比べて改善したお客様の割合を50%超とする目標を掲げて効果検証を行うことで、よりお客様のニーズに即した効果的な経営支援に繋げていきます。また、経営支援の効果を計る効果測定の指標については、お客様のニーズに合った経営支援につながる指標となるよう、その効果について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
- ② 多様化するお客様のニーズや適切な金融支援・経営支援を実施するために、保証利用企業の状況分析を行い、現業部門に情報共有します。
- ③ 経営者保証に関するガイドライン活用実績を協会内で共有し、経営者保証を不要とする取り扱いを推進していきます。
- ④ 保証内容の分析やアンケート結果からお客様の現状やニーズを把握し、ニーズに応じた保証制度の創設・見直し等を行います。

(4) コンプライアンス態勢の充実

社会的使命と責任の重みを認識し、地域社会やお客様から信頼され安心して働ける職場づくりを一層推進します。

そのために、時代の変化に適応した、ハラスメント防止対策の強化、顧客情報の適切な管理、反社会的勢力等排除に向けた対応、多様性を尊重した人権教育の推進、内部検査体制の充実など継続的に取り組み役職員の意識向上に努めます。

(5) 経営基盤の安定と強化

収支状況の把握や適切な予算編成と管理の徹底により、財務の健全性維持を図るとともに、安定収益を意識した支払準備資産の運用に取り組み、将来に亘り安定した経営基盤の確立に努めます。

当協会の取り組み

創業支援

●創業ガイドブックの作成

創業を目指す方や創業間もないお客様を対象に、創業計画書の作成手順をわかりやすく解説した「創業ガイドブック」を作成しました。

●創業者向けセミナーの開催

大津商工会議所との共同開催で合計6回のセミナーを開催し、合計100名の方にご参加いただきました。そのうち、11月については大学連携の取り組みとして昨年度に引き続き滋賀県立大学にて開催しました。

創業ガイドブックはこちらから



令和7年7月23日開催



令和7年11月28日開催(彦根)



令和8年3月19日開催

●フォローアップ面談の実施

創業前及び創業後1年未満のお客様で当協会のご利用が初めての方については、開業面談を実施しました。また、創業後5年未満のお客様に、創業計画の進捗状況の確認や資金繰り等のお悩みをお聞きするために、当協会担当者によるフォローアップ面談を実施しました。

【令和7年度実績】 開業面談 217件
フォローアップ面談 191件

●外部専門家派遣（創業支援強化事業・税理士派遣事業）

当協会をご利用いただいている創業期のお客様の事業所に税理士や中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営上の問題（経営・財務・人材育成等）に関する助言を行います。

経営診断の「創業支援コース」「創業フォローアップコース」、課題解決の「SNS・ITコンサルタントコース」「フードコンサルタントコース」の4つのコースを実施しました。

【令和7年度実績】 経営診断 計21先

●当協会発行の広報誌への掲載

創業資金をご利用いただいたお客様のお店を紹介する取り組みとして、お店のPRを当協会の広報誌「信用保証レポート」の「アナタのお店を紹介します!」に掲載しています。

【令和7年度実績】 31先



●創業相談窓口・女性創業者のための相談窓口・出張相談窓口

当協会では、創業をお考えの方や創業間もない方向けに「創業相談窓口」「女性創業者のための相談窓口」「出張相談窓口」を設置しています。

創業相談窓口・女性創業者のための相談窓口

受付時間：9：00～12：00／13：00～17：00（土、日、祝日を除く）

お問い合わせ先：保証部 創業支援課 TEL：077-511-1320

出張相談窓口

場所	相談日	受付時間
彦根商工会議所	毎月第2水曜日（祝日の場合は翌営業日）	10：00～12：00
長浜商工会議所	毎月8日（土、日、祝日の場合は翌営業日）	13：00～15：00

創業専用出張相談窓口【要予約】

場所	相談日	受付時間
長浜商工会議所	毎月18日（土、日、祝日の場合は翌営業日）	10：00～12：00 13：00～15：00



経営支援・再生支援

●経営支援体制の強化

令和7年3月に国から「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」が公表され、信用保証協会が金融機関や支援機関と連携して、予兆管理も含めた経営改善・事業再生支援等に取り組むことが強く求められています。このような状況下、当協会は、金融機関や支援機関と連携し、各機関の得意分野を生かし、高度化・複雑化する経営課題に対し、早期に相談・解決できる連携スキームの構築とお客様の実情に応じた事業再生、再チャレンジの総合支援に取り組むことで、経営支援体制を強化しています。

●外部専門家派遣（経営安定化支援事業）

当協会をご利用いただいているお客様の事業所に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営診断及び計画策定支援を行い、経営に関する様々な助言を行います。

経営診断の「経営改善コース」「事業承継コース」「生産性向上コース」「フォローアップコース」「SNS・ITコンサルタントコース」「フードコンサルタントコース」などお客様の経営課題に合わせた6つのコースと計画策定を実施しました。

【令和7年度実績】 経営診断 113先
経営改善計画策定 24先



●経営サポート会議

経営サポート会議は、公的な機関である信用保証協会が事務局となり、中小企業のお客様の早期の経営改善や再生を図ることを目的に、中小企業者、金融機関、信用保証協会が一堂に集まり、企業の再生に向けて具体的な支援方法などを協議するために開催しています。

【令和7年度実績】 39回

●中小企業支援機関との連携

中小企業診断士協会との個別経営相談会

令和7年9月5日(金)、令和8年2月26日(木)の計2回、物価高騰や人手不足等で経営改善に悩むお客様を対象とした個別経営相談会を滋賀県中小企業診断士協会と連携して開催しました。令和8年2月は、当協会に加えて長浜市でも初めて開催しました。

【令和7年度実績】 15先

4 機関連携経営相談会

令和7年11月21日(金)、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター、滋賀県中小企業活性化協議会及び当協会の4機関が連携し、経営相談会を開催しました。

【令和7年度実績】 14先



●OSAKAビジネスフェア2025への参加

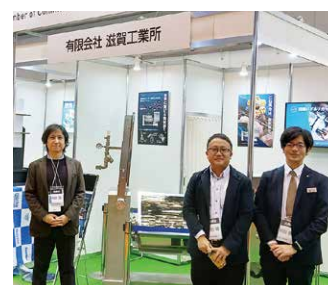
令和7年11月19日(水)、大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア2025」がマイドームおおさかにて開催されました。本ビジネスフェアは、優れた技術や魅力のある商品・サービス等を有し、前向きにチャレンジしている中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会と出展者間における情報交換の場等を提供することで、今後のビジネスチャンスのきっかけをつくることを目的としています。

当協会からは、アトリエ・アール・ヌーボー様、株式会社エー・シーケミカル様、株式会社土山木協様を推薦し、出展していただきました。



●ビジネスチャンスEXPO in TOKYOへの参加

令和7年11月26日(水)から27日(木)の2日間にかけて、東京商工会議所が主催する「ビジネスチャンスEXPO in TOKYO」に大津商工会議所と連携し、当協会の推薦企業2社にご参加いただきました。この展示会は、独自の技術やサービスを持つ全国の企業が一堂に会し、それらを来場者にPRすることで、新たな販路の開拓につなげることを目的に実施されました。



●専門家派遣の案内動画の作成

当協会の経営支援に関する取り組みについて認知度を向上させることを目的に、専門家派遣の内容を紹介する動画を作成しました。



動画はこちらから
(当協会HP)

●松江商工会議所、島根県事業継承・引継ぎ支援センターとの意見交換会を実施

令和7年7月15日(火)、松江商工会議所、島根県事業承継・引継ぎ支援センターと意見交換を行いました。

当日は両機関の職員計3名の方にご来協いただき、各地域における支援事例の共有の他、今後の取り組み方針について活発な議論を交わしました。



●滋賀のちいさな企業 食としがの魅力 個別商談会への参加

令和7年7月29日(火)、滋賀県商工会連合会が主催する「滋賀のちいさな企業 食としがの魅力 個別商談会」に当協会の推薦企業2社にご参加いただきました。この商談会は、滋賀県内の食品関連企業と全国のバイヤーとの出会いを創出し、販路拡大や新たなビジネス機会を提供することを目的に実施されました。



金融機関・関係機関との連携

●第38回金融機関店舗感謝状贈呈式の開催

令和7年6月3日(火)、前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化や経営支援などに積極的に取り組んでいただいた金融機関店舗の皆さまに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行いました。



●TKC近畿京滋会との勉強会を開催

令和7年9月22日(月)、TKC近畿京滋会とのさらなる連携強化を図ることを目的として、勉強会を開催しました。当日はTKC会員の税理士から月次巡回調査、書面添付、モニタリングサービス等について講義いただいた後、グループディスカッションを実施し、活発な意見交換を実施しました。



●第34回金融機関対象信用保証業務基礎講座の開催

令和7年10月23日(木)、「第34回金融機関対象信用保証業務基礎講座」を開催しました。この講座は、主に県内金融機関各店舗の若手行員(職員)の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務など基本的な内容についての理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的としています。

当日は支援機関の取り組み紹介、班別演習、座談会を行いました。



●第2回金融機関対象経営支援業務実務講座の開催

令和8年1月22日(木)、「第2回金融機関対象経営支援業務実務講座」を開催しました。この講座は、県内金融機関各店舗の中堅行員の方々を中心に、信用保証協会の経営支援業務について理解を深めていただき、関係機関が連携して中小企業者の実情に応じた早期の経営支援・事業承継支援を行うことを目的としています。

当日は当協会の経営支援や支援機関の取り組み紹介、班別演習、座談会を行いました。



その他地域社会への貢献

●1Day仕事体験

令和7年8月19日(火)、9月18日(木)、10月20日(月)、11月19日(水)の4日間、1Day仕事体験を開催し、計27名の大学生の方にご参加いただきました。

当日は、信用保証協会の業務概要、保証部の業務説明、経営支援部の業務を体験するグループワーク、先輩職員との座談会を行いました。





滋賀県信用保証協会 サステナビリティレポート 2025

「経済・社会・環境」課題の解決に向けたお客様の取り組みを信用保証で後押し

- ☆ 「経済・社会・環境」課題の解決に取り組むお客様を応援するために、「SDGsトライアル保証」と「SDGsステップアップ保証」、「政策推進資金（CO₂ネットゼロ推進枠）」を活用しました。

【令和7年度保証承諾実績】

SDGsトライアル保証	14件	67百万円
SDGsステップアップ保証	16件	189百万円
政策推進資金（CO ₂ ネットゼロ推進枠）	17件	78百万円



- ☆ 保証利用企業のSDGsの取り組みを「信用保証レポート」で紹介し、SDGsの普及につなげています。

地域経済の新たな担い手であるスタートアップ企業や創業者の創出を後押し

- ☆ 地域経済の新たな担い手となる創業者の資金調達を信用保証にてバックアップしました。また、外部専門家による診断や創業予定者に対する創業計画策定支援を実施しました。

【令和7年度実績】

創業に係る保証制度の保証承諾	484件	26億19百万円
専門家派遣（創業関係）実施先	21先	



- ☆ 創業セミナーを実施し、経営・財務・人材育成・販路開拓を習得できる内容で持続可能な事業経営ができるよう支援しました。

経営者保証を不要とする取り扱いの推進で持続可能な企業経営を後押し

- ☆ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進として、金融機関と実務的な対話を重ねることにより、経営者保証非徴求の各種保証制度の積極的な推進を行いました。

【令和7年度保証承諾実績】

金融機関連携型	360件
財務要件型	61件
担保充足型	269件
事業者選択型経営者保証非提供制度	1,591件
スタートアップ創出促進保証制度	84件
その他	33件
経営者保証なし対応（法人）合計	2,398件（法人全体の34.9%）



持続可能な企業経営に向けた経営改善・事業再生・再チャレンジの総合支援

- ☆ 「協調支援型特別保証」や「経営力強化保証」を活用し、お客様の実情に応じた資金繰り支援に努めました。また、複雑化するお客様の経営課題に対し、実態把握に努めました。収益力改善に向けた外部専門家派遣による経営診断や経営改善計画策定を提案するとともに、関係機関と連携して「経営改善サポート保証」等を活用した経営改善・事業再生にも取り組みました。さらに、代位弁済後も事業を継続されているお客様に再チャレンジ支援として、外部専門家派遣を活用した経営改善計画策定に1先着手しました。

【令和7年度実績】

協調支援型特別保証の保証承諾実績 1,274件 212億 6百万円（うち借換 603件 124億35百万円）
 経営力強化保証の保証承諾実績 730件 104億24百万円（うち借換 229件 52億40百万円）
 専門家派遣 経営診断 申込 116先（終了 115先）／計画策定 申込 25先（完了 24先）

デジタル化の推進により利便性の高いサービス提供を目指して

- ☆ 既存の保証稟議書類の電子化を完了し、また電子決裁システムについては令和7年10月より本番稼働を開始しました。
- ☆ 保証申込の電子受付システムについては、令和7年度は京都銀行、北伊勢上野信用金庫と覚書を締結し、覚書締結金融機関は計10機関となりました。
- ☆ お客様のDX化支援として企業訪問時に専門家派遣「課題解決（SNS・ITコンサルタントコース）」の提案を行いました。

【令和7年度実績】 専門家派遣「課題解決（SNS・ITコンサルタントコース）」 申込 11先

滋賀県経済の振興発展に向けた関係機関とのパートナーシップ

- ☆ 金融機関訪問によるお客様の実態把握と支援ニーズの目線合わせを行うとともに、関係機関との勉強会、会議等を行い、意見交換、情報共有、案件協議等中小企業支援に向けた連携を進めました。

【令和7年度実績】 金融機関訪問 317店舗
 勉強会・意見交換会・案件相談会 24回
 バンクミーティングへの参加 129回

- ☆ 滋賀県中小企業活性化協議会とは、協議会主催の連絡会議へ参加するとともに、協議会と金融機関本部との意見交換会を実施しました。

【令和7年度実績】 連絡会議 59回 意見交換会 7回

- ☆ 滋賀県よろず支援拠点や滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター、滋賀県中小企業活性化協議会との定例会議を毎月実施しました。また、「4機関連携経営相談会」を開催しました。

- ☆ 滋賀県中小企業診断士協会と連携し、お客様の経営課題解決に向けた「個別経営相談会」を開催しました。

- ☆ 令和7年11月5日(水)に滋賀県再生支援連絡会議の全体会議を開催し、各機関における本業支援の取り組み・事例について意見交換を行いました。また、令和8年3月6日(金)には同会議の分科会を開催し、「収益力改善・早期再生に向けた予兆管理の強化について」をテーマに意見交換を行いました。



SDGs債購入を通じた未来への投資や人・社会・環境に配慮したエシカル消費の推進

- ☆ SDGs債の購入を通じて、社会・環境課題の解決に資するプロジェクトへの投資等に寄与しました。
- ☆ 「寄付型自動販売機」を通じて、職員のエシカル消費への意識を高めています。さらに、障がい者施設のアートをレンタルするなど、エシカル消費を推進しています。

【令和7年度実績】 寄付型自動販売機による寄付 73,630円



地域のSDGs活動への参加と環境保全に貢献

- ☆ 地域のSDGs活動への参画として、「大津・SDGs協働支援チャリティプロジェクト2025」に協賛し、「おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2025」の審査を行いました。表彰式では、特別賞（滋賀県信用保証協会賞）を贈呈しました。
- ☆ 環境保全への取り組みとして、令和8年1月に大津市主催の「市民ヨシ刈り」に参加しました。



おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2025



市民ヨシ刈り



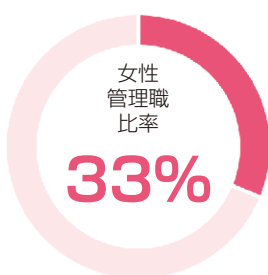
 女性活躍をさらに推し進め、協会で働く全ての人が安心して働くことのできる職場環境を目指して

滋賀県 女性活躍推進企業

二つ星企業の認証を令和4年10月に取得後、さらに配偶者の出産支援・育児のための特別休暇の拡充や育児休業の取得期間の延長等を進め、令和7年2月に最高ランクである三つ星企業の認証を取得しました。



取り組み状況（令和8年3月末時点）



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに働きやすい環境を整備することで、仕事と家庭生活・育児との調和を図り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定します。

計画期間

令和5年9月1日（金）～令和10年8月31日（木）

課 題	管理職の残業時間	男性職員の育児休業取得	有給休暇の取得率
目 標	所定外労働時間の年間平均を月9.2時間以内にする	育児休業または協会独自の育児目的休暇の取得率を100%にする	有給休暇取得率を56.6%以上にする
取り組み 内容	- 管理職の残業時間を月次把握するとともに管理職の意識改革を行う。 - 業務の電子化により、業務の効率化を一層進める。	- 取得対象者に対する説明・相談の機会を設ける。 - 育児休業からの職場復帰支援を行う。	- 連続休暇取得制度の活用により有給休暇取得を推進する。 - 有給休暇取得率を職員に公表する。

女性活躍への取り組みBEST3

1位

女性管理職比率
3割以上

管理職として働く女性が多く、3割以上の女性管理職がいます。管理職候補となる職員に対するキャリアアップ研修にも力を入れています。

2位

育児休業が
取りやすい環境

育児休業を子どもが3歳になるまで取得を可能としています。男性職員の育児休業取得者も増えてきており、男女ともに育児休業を取りやすい職場環境となっています。

3位

ワーク・ライフ・
バランス

休暇は年次有給休暇の20日に加えて夏期休暇が5日あり、休暇の取りやすい職場環境です。また、職員の時間外労働も少なく、ワーク・ライフ・バランスにも力を入れています。

イクボス宣言

私は、「中小企業・小規模事業者の経営の安定」の実現に向け、職員の育成および、より生産性の高い働き方を追求しつつ、職員の仕事と生活の調和を図りながら、自ら仕事とプライベートを楽しむ「イクボス」となります。

そして、職員一人ひとりが、お互いを理解しあえる組織づくりに向け全力で取り組みます。

1. 職員が育児に参画しやすい職場環境を整えます。
2. デジタルの活用により、多様な働き方の実現に努めます。
3. 自分自身も仕事と私生活の調和を図り、模範を示します。



滋賀県イクボス宣言企業

イクボス宣言

私は、「中小企業・小規模事業者の経営の安定」の実現に向け、職員の育成および、より生産性の高い働き方を追求しつつ、職員の仕事と生活の調和を図りながら、自ら仕事とプライベートを楽しむ「イクボス」となります。

そして、職員一人ひとりが、お互いを理解しあえる組織づくりに向け全力で取り組みます。

1. 職員が育児に参画しやすい職場環境を整えます。
2. デジタルの活用により、多様な働き方の実現に努めます。
3. 自分自身も仕事と私生活の調和を図り、模範を示します。
4. 社員一人ひとりが、お互いを理解しあえる組織づくりに向け全力で取り組みます。

令和4年5月29日
滋賀県信用保証協会
理事長 西嶋栄治

滋賀県副知事との女性活躍推進
に関する意見交換会を実施

令和7年8月5日（火）、岸本 織江 滋賀県副知事をお招きし、当協会女性職員との意見交換会を実施しました。前半は岸本副知事に滋賀県の女性活躍における現状や取り組みについてご説明いただき、後半は女性職員の抱える悩み等に関して活発な意見交換を行いました。



◆ 健康企業宣言

令和7年11月1日（土）、役職員の健康保持・増進を通じて、生産性の向上や元気ある職場環境の醸成を図ることを目的に健康企業宣言を行いました。

健康企業宣言とは職場全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合には「健康優良企業」として認定される制度のことです。

今後は健康優良企業「銀の認定」の取得を目指し、より一層の職場環境づくりや健康増進への取り組みを進めてまいります。



大学との連携による地方創生に貢献する取り組みの推進

◆ 滋賀大学出張講義

令和7年8月6日(水)から8月8日(金)までの3日間、滋賀大学彦根キャンパスにて「滋賀大学出張講義」を開催しました。本講義には、滋賀大学の学生総勢34名に受講いただきました。

1日目

講義1：オリエンテーション

内 容：出張講義の概要



講義2：中小企業金融について学ぼう

内 容：信用補完制度のしくみ
滋賀県信用保証協会の概要等



講義3：創業時に必要な4要素を学ぼう

内 容：創業時に必要となる基礎的な知識



2日目

講義4：経営支援を体験してみよう

内 容：経営支援体験



3日目

講義5：実際に創業された事業者の体験談を聞こう

内 容：創業された事業者の体験談



講義6：講義まとめ

内 容：出張講義3日間の総括



◆ 滋賀県立大学インターンシップ

令和7年8月25日(月)から5日間、滋賀県立大学との包括的連携協定の一環としてインターンシップを実施し、滋賀県立大学の学生1名にご参加いただきました。

実習では、当協会の概要、各部署の業務説明、経理・統計業務体験、審査業務体験、広報取材体験、企業訪問等を行いました。



◆ 滋賀県立大学創業サポートセミナー

令和7年11月28日(金)、滋賀県立大学にて「創業サポートセミナー」を開催しました。

当日は、創業に興味がある方・創業後5年未満の方、学生の計19名にご参加いただきました。



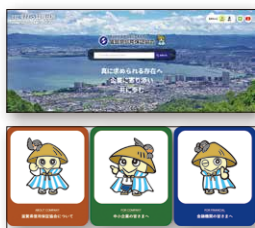
広報活動

中小企業・小規模事業者の皆さまに当協会への理解を深めていただくため、様々な広報活動を行っています。

■ホームページの活用

当協会ホームページでは、皆さまへの有益な情報を発信しています。

今後も、皆さまのお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用ください。



当協会
ホームページ



■LINEの活用

県内企業紹介や各種セミナー、個別相談会の情報など中小企業の皆さまに役立つ情報を随時配信しています。ぜひお友だち登録をお願いします。

お友だち数：1,296人
(令和8年6月末時点)



LINE ID：@cgc-shiga



■MONTHLY DATA

主に、金融機関や関係機関を対象として、毎月1回「MONTHLY DATA」を発行しています。

主要数値の他、金融機関別・業種別・制度別保証状況等、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。



■信用保証レポート

四半期毎に「信用保証レポート」を発行しています。

当協会の取り組み内容や活動報告、中小企業にスポットを当てた記事などを掲載しており、お客さまにとって親しみやすく、読んでみたいと感じていただけるような広報誌作成に努めています。



■保証制度セレクション

当協会の各種保証制度の紹介をまとめた冊子として、毎年発行しています。



■ディスクロージャー誌

当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。



■テレビCM

びわこ放送にて週4回、当協会CMを放送しています。

(令和7年度CM内容「夢をかなえるクレヨン創業編」「夢をかなえるクレヨン設備投資編」)

また「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」のオフィシャルサポーターとして、令和7年7月～9月までの3か月間、応援CMを放送しました。

■公式キャラクター

当協会の業務や役割をより多くの方に知っていただくため、新たに当協会公式キャラクター「さぼじろー&ブリ兄」を取り入れたノベルティグッズとして紙製手提げ袋・ポケットティッシュ・3色ボールペンを作成しました。



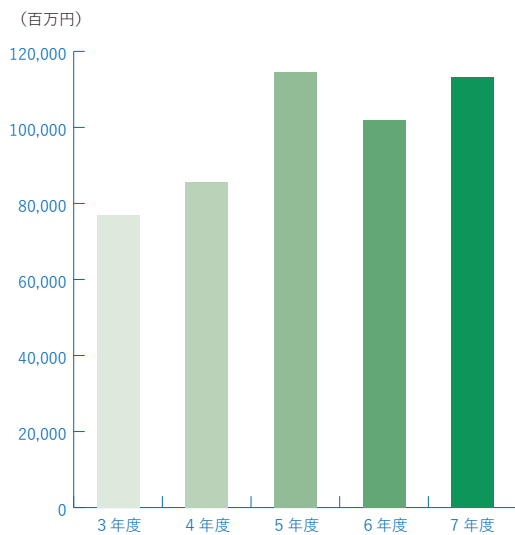
令和7年度業務実績

主要数値の推移

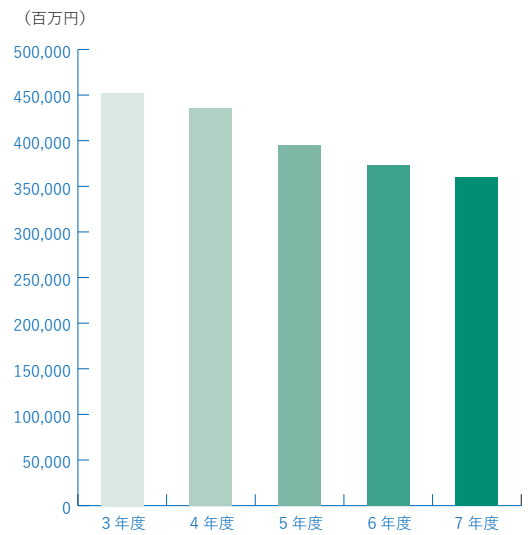
(単位：百万円・%)

項 目	令和7年度実績	令和6年度実績	前年度比
保 証 承 諾	113,261	101,834	111.2
保 証 債 務 残 高	359,939	372,819	96.5
代 位 弁 済	5,358	5,353	100.1
求償債権回収額	1,366	1,662	82.2

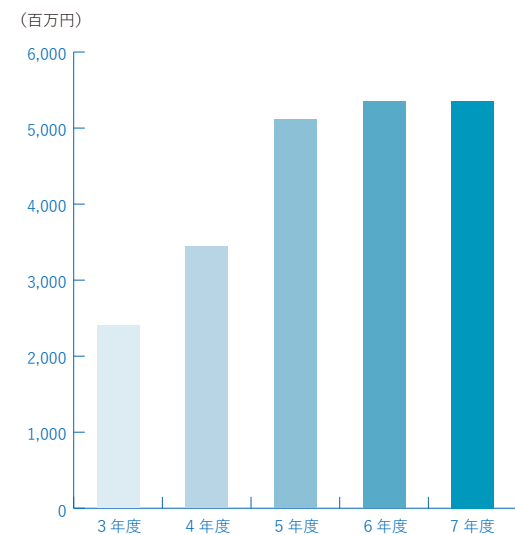
保証承諾



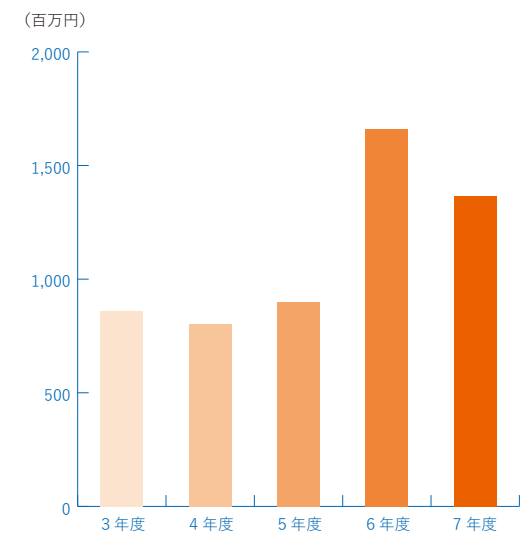
保証債務残高



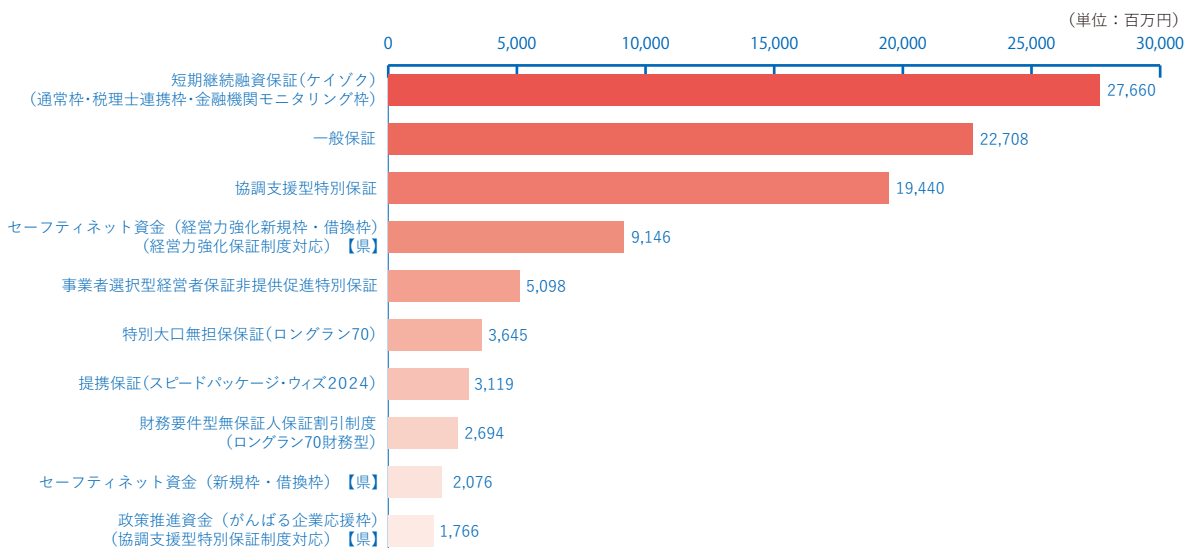
代位弁済



求償債権回収額



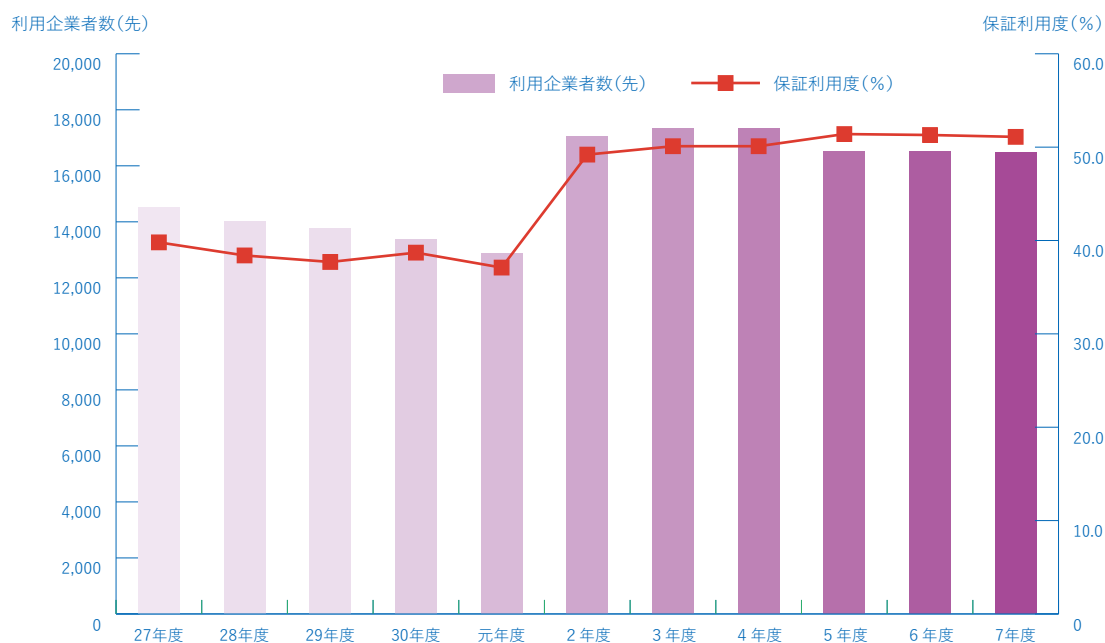
令和7年度制度別保証承諾額(上位10制度)



県内保証利用企業者数の推移

(単位:先・%)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
利用企業者数	14,524	14,028	13,779	13,385	12,855	17,038	17,325	17,345	16,531	16,505	16,463
保証利用度	39.8	38.4	37.7	38.7	37.1	49.2	50.1	50.1	51.4	51.3	51.1



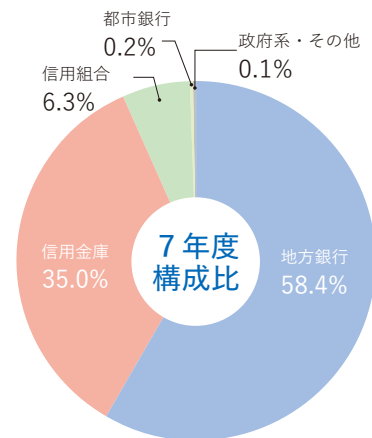
※保証利用度は県内中小企業者数を分母としています。

金融機関群別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

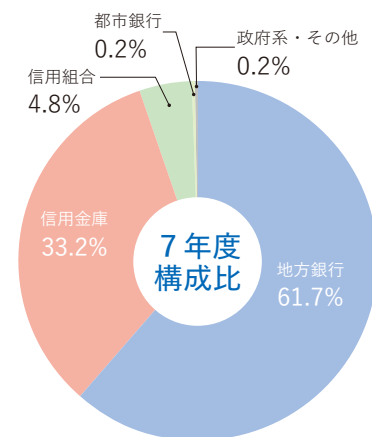
金融機関群別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方銀行	50,663	56,582	67,974	58,396	66,133
信用金庫	20,395	23,392	39,813	37,042	39,691
信用組合	5,404	5,299	6,527	6,331	7,120
都市銀行	215	338	83	25	181
政府系・その他	176	71	200	40	136
合計	76,853	85,682	114,598	101,834	113,261



保証債務残高

(単位：百万円)

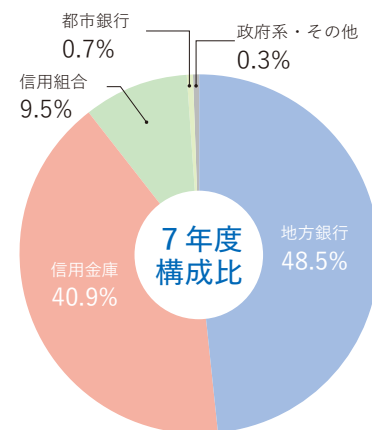
金融機関群別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方銀行	295,373	285,363	252,226	232,298	222,101
信用金庫	133,872	127,829	122,249	120,831	119,326
信用組合	20,833	20,247	18,964	18,250	17,172
都市銀行	1,540	1,239	982	789	646
政府系・その他	688	622	693	650	694
合計	452,305	435,300	395,114	372,819	359,939



代位弁済

(単位：百万円)

金融機関群別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方銀行	1,321	1,803	3,408	3,454	2,601
信用金庫	864	1,265	1,538	1,668	2,191
信用組合	218	238	163	231	507
都市銀行	0	138	7	0	40
政府系・その他	0	0	0	0	18
合計	2,403	3,444	5,116	5,353	5,358



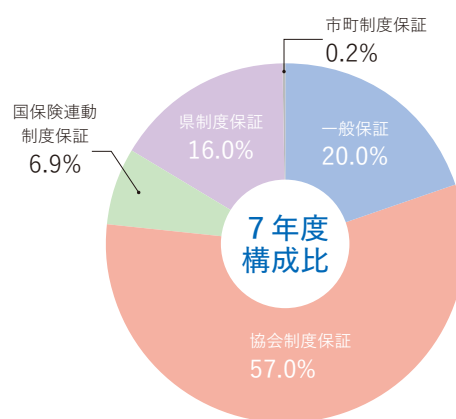
※金額は、単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。また、構成比も同様に合計が100%にならない場合があります。

制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

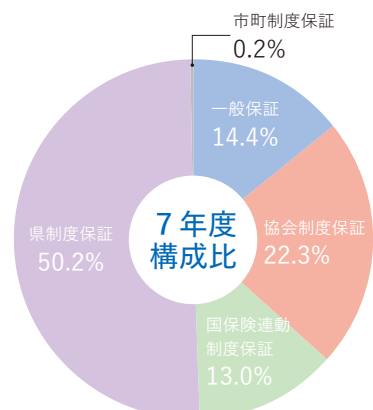
制度別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般保証	16,424	21,289	21,088	24,776	22,708
協会制度保証	30,475	33,802	33,411	42,226	64,503
国保険連動制度保証	4,779	12,927	26,723	11,661	7,785
県制度保証	25,052	17,522	33,205	22,943	18,094
市町制度保証	124	142	171	229	170
合 計	76,853	85,682	114,598	101,834	113,261



保証債務残高

(単位：百万円)

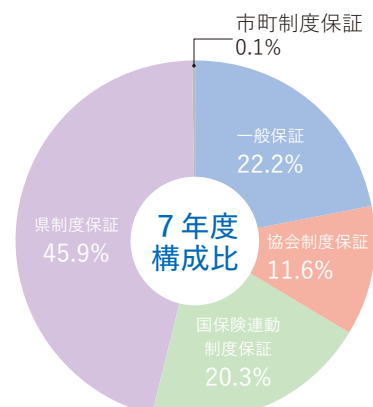
制度別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般保証	59,290	57,752	53,358	54,248	51,717
協会制度保証	51,712	53,224	52,565	58,984	80,233
国保険連動制度保証	24,845	30,576	49,003	51,449	46,833
県制度保証	316,088	293,348	239,734	207,591	180,562
市町制度保証	371	400	455	546	594
合 計	452,305	435,300	395,114	372,819	359,939



代位弁済

(単位：百万円)

制度別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般保証	705	827	1,308	1,263	1,187
協会制度保証	208	441	488	524	619
国保険連動制度保証	465	467	623	1,099	1,086
県制度保証	1,021	1,709	2,697	2,467	2,460
市町制度保証	4	1	0	0	4
合 計	2,403	3,444	5,116	5,353	5,358



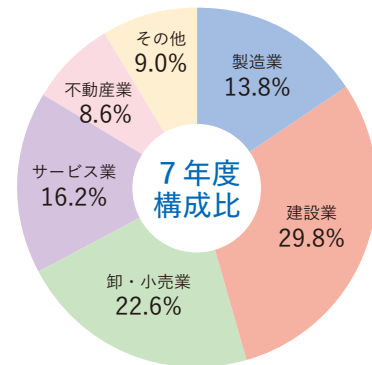
※金額は、単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。また、構成比も同様に合計が100%にならない場合があります。

業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

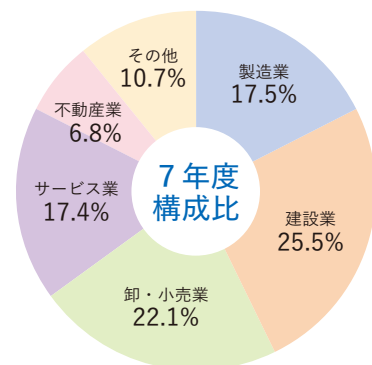
業種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
製造業	11,784	13,345	19,880	16,060	15,587
建設業	21,889	25,830	33,900	30,549	33,725
卸・小売業	16,152	18,368	25,102	22,082	25,614
サービス業	12,548	13,199	17,212	16,500	18,389
不動産業	7,646	7,722	8,024	7,914	9,783
その他	6,834	7,218	10,480	8,728	10,162
合 計	76,853	85,682	114,598	101,834	113,261



保証債務残高

(単位：百万円)

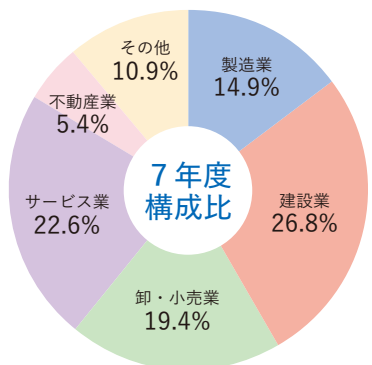
業種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
製造業	83,071	79,209	70,486	66,955	63,058
建設業	115,043	111,566	101,881	95,248	91,691
卸・小売業	98,408	94,518	86,039	80,598	79,376
サービス業	76,103	73,802	66,682	64,432	62,604
不動産業	30,819	29,661	27,307	25,673	24,566
その他	48,862	46,544	42,720	39,912	38,645
合 計	452,305	435,300	395,114	372,819	359,939



代位弁済

(単位：百万円)

業種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
製造業	306	277	570	818	796
建設業	515	575	1,212	1,261	1,435
卸・小売業	735	1,334	1,463	1,930	1,042
サービス業	279	732	755	725	1,211
不動産業	163	27	276	57	288
その他	406	500	842	563	586
合 計	2,403	3,444	5,116	5,353	5,358



※金額は、単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。また、構成比も同様に合計が100%にならない場合があります。

市町別保証利用企業者数（令和7年度）

利用企業者数：16,463企業

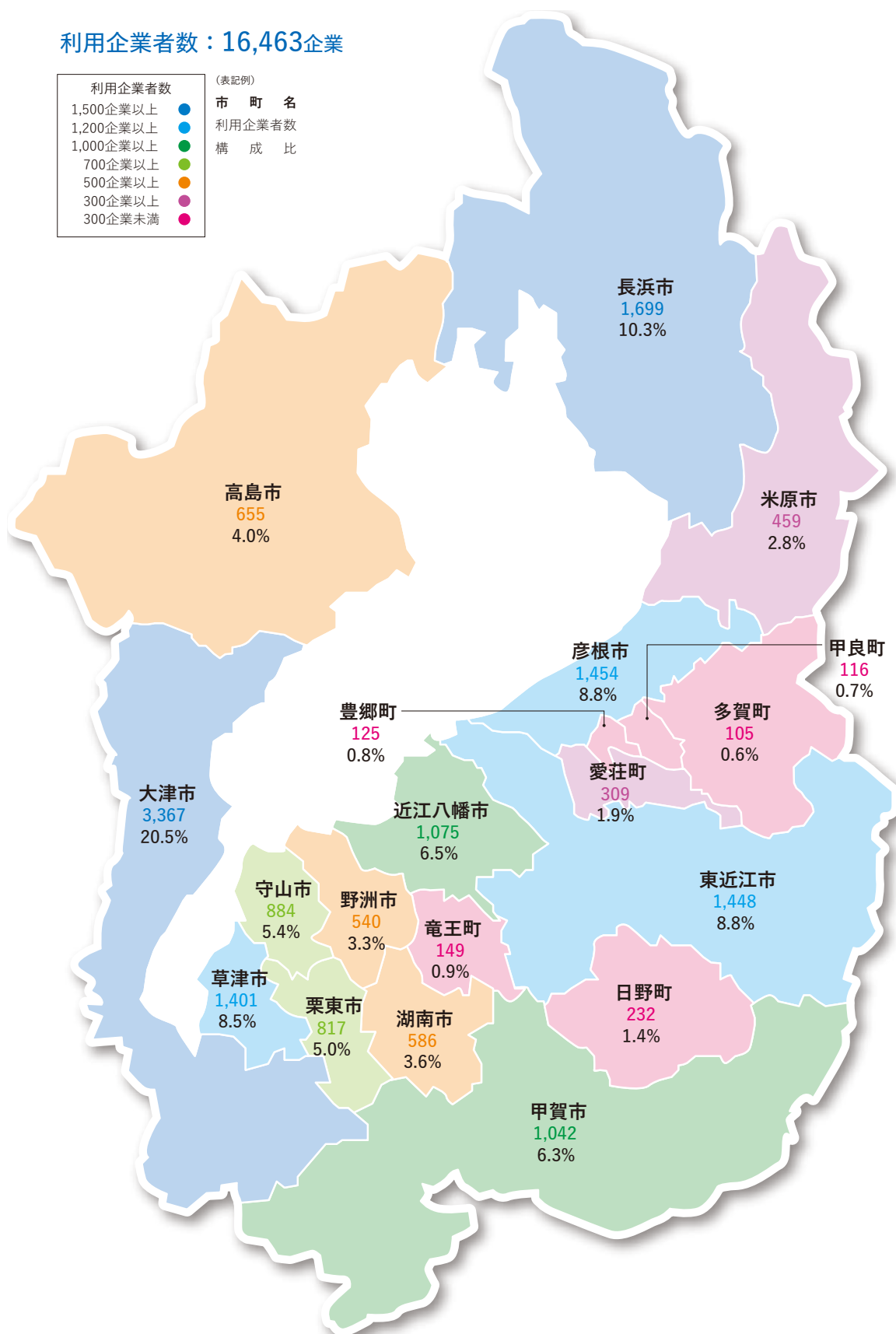
利用企業者数
1,500企業以上
1,200企業以上
1,000企業以上
700企業以上
500企業以上
300企業以上
300企業未満

(表記例)

市 町 名

利用企業者数

構 成 比



収支計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 支 出	3,169,991	経 常 収 入	4,847,070
業 務 費	1,305,830	保 証 料	3,713,915
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	55,477
信 用 保 険 料	1,692,483	有 価 証 券 利 息 配 当 金	484,316
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	171,678	調 査 料	0
雑 支 出	0	延 滞 保 証 料	0
		損 害 金	21,495
		事 務 補 助 金	10,709
		責 任 共 有 負 担 金	519,258
		雑 収 入	41,900
経 常 収 支 差 額	1,677,079		
経 常 外 支 出	7,807,656	経 常 外 収 入	7,360,903
求 償 権 償 却	4,909,471	償 却 求 償 権 回 収 金	147,841
譲 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	2,476,954
雑 勘 定 償 却	14,535	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	427,528
有 価 証 券 評 価 損	0	求 償 権 補 填 金 戻 入	4,308,580
有 価 証 券 売 却 損	0	保 険 金	3,968,465
退 職 金	122	損 失 補 償 補 填 金	340,116
責 任 準 備 金 繰 入	2,454,339	有 価 証 券 評 価 益	0
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	425,905	有 価 証 券 売 却 益	0
そ の 他 支 出	3,283	補 助 金	0
		そ の 他 収 入	0
経 常 外 収 支 差 額	-446,753		
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	1,230,326		
収支差額変動準備金繰入額	610,000		
基 本 財 産 繰 入 額	620,326		

※金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

収支計算書の用語解説

支 出

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料で、当該決算期間に対応する額を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有負担金の一部を日本政策金融公庫に納付しています。

経常支出

業務費

信用保険料

責任共有負担金納付金

経常外支出

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

求償権償却

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の貸倒引当金に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して、その分類ごとにリスクに応じた算定方法に基づき積み立てています。

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積って一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

当期収支差額

全額基本財産（収支差額変動準備金を含む）に繰入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

その他

当期収支差額

収 入

経常収入

保証料

保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料で、当該決算期間に対応する額を計上しています。

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と有価証券からの利益配当金です。

預け金利息等

責任共有負担金

責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関から、保証実績（代位弁済率等）に応じて受領した負担金を計上しています。

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

求償権補填金戻入

その他

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		
科 目	金 額	
現 金	321	
現 金	321	
小 切 手	0	
預 け 金	10,905,749	
当 座 預 金	0	
普 通 預 金	1,695,158	
通 知 預 金	0	
定 期 預 金	9,200,000	
郵 便 貯 金	10,591	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	42,549,556	
国 債	0	
地 方 債	11,688,199	
社 債	30,859,339	
株 式	2,000	
受 益 証 券	0	
新 株 予 約 権	0	
フ ァ ン ド 出 資	18	
譲 渡 性 預 金	0	
そ の 他	0	
動 産 ・ 不 動 産	660,839	
事 業 用 不 動 産	420,777	
事 業 用 動 産	240,062	
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	
建 設 仮 勘 定	0	
損 失 補 償 金 見 返	1,501,759	
保 証 債 務 見 返	359,939,388	
求 償 権	1,584,725	
譲 受 債 権	0	
雑 勘 定	917,619	
仮 払 金	16,387	
保 証 金	170	
厚 生 基 金	4,943	
連 合 会 勘 定	3,303	
未 収 利 息	136,909	
有 価 証 券 未 収 入 金	0	
未 経 過 保 険 料	755,907	
合 計	418,059,955	

貸 方		
科 目	金 額	
基 本 財 産	29,380,882	
基 金	7,275,230	
基 金 準 備 金	22,105,652	
制 度 改 革 促 進 基 金	0	
収 支 差 額 変 動 準 備 金	14,047,509	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0	
責 任 準 備 金	2,454,339	
求 償 権 償 却 準 備 金	425,905	
退 職 給 与 引 当 金	654,762	
損 失 補 償 金	1,501,759	
保 証 債 務	359,939,388	
求 償 権 補 填 金	0	
保 険 金	0	
損 失 補 償 補 填 金	0	
借 入 金	0	
長 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
短 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0	
雑 勘 定	9,655,412	
仮 受 金	7,082	
保 険 納 付 金	47,746	
損 失 補 償 納 付 金	3,400	
未 経 過 保 証 料	9,575,990	
未 払 保 険 料	1,550	
未 払 費 用	19,643	
有 価 証 券 未 払 金	0	
合 計	418,059,955	

財産目録

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産		
科 目	金 額	
現 金	321	
預 け 金	10,905,749	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	42,549,556	
動 産 ・ 不 動 産	660,839	
損 失 補 償 金 見 返	1,501,759	
保 証 債 務 見 返	359,939,388	
求 償 権	1,584,725	
譲 受 債 権	0	
雑 勘 定	917,619	
合 計	418,059,955	

負 債		
科 目	金 額	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0	
責 任 準 備 金	2,454,339	
求 償 権 償 却 準 備 金	425,905	
退 職 給 与 引 当 金	654,762	
損 失 補 償 金	1,501,759	
保 証 債 務	359,939,388	
求 償 権 補 填 金	0	
借 入 金	0	
雑 勘 定	9,655,412	
合 計	374,631,565	
正 味 財 産	43,428,391	

※各表の金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

貸借対照表の用語解説

借 方

現金・預け金

預け金は、保証の利用を促進するため、金融機関へ預け入れしています。

現金・預け金

有価証券

安全有利な資金運用を行うため、国債・地方債・社債等を保有しています。

有価証券

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却（回収困難なもの、日本政策金融公庫からの保険金及び地方公共団体等からの損失補償補填金によるもの）を控除した額です。

動産・不動産

求償権

未経過保険料

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫へ支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

その他

貸 方

基本財産

会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」及び過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

基本財産

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

収支差額変動準備金

責任準備金

求償権償却準備金

退職給与引当金

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

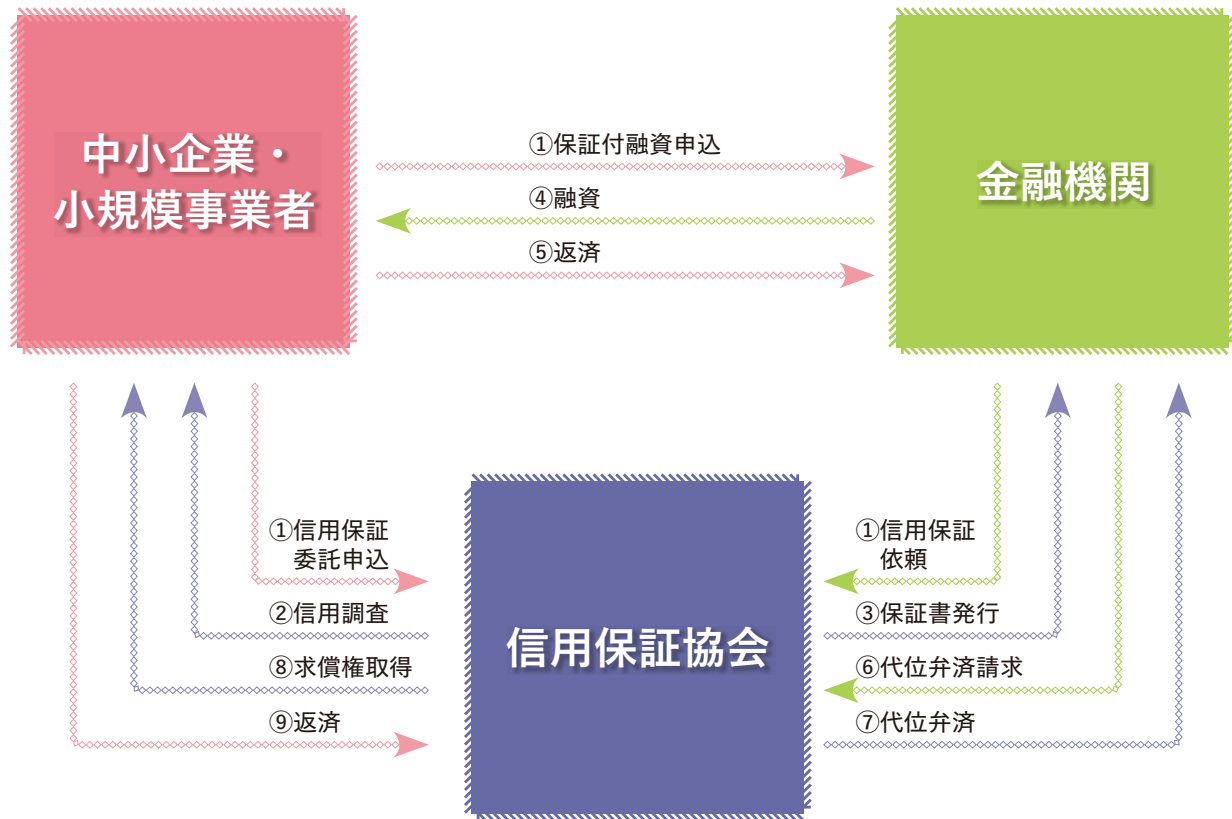
未経過保証料

※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）、損失補償金見返（借方）と損失補償金（貸方）は同額のため、この表からは除いてあります。

その他

信用保証の概要

信用保証制度のしくみ



**信用保証制度の当事者は、
中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者です。**

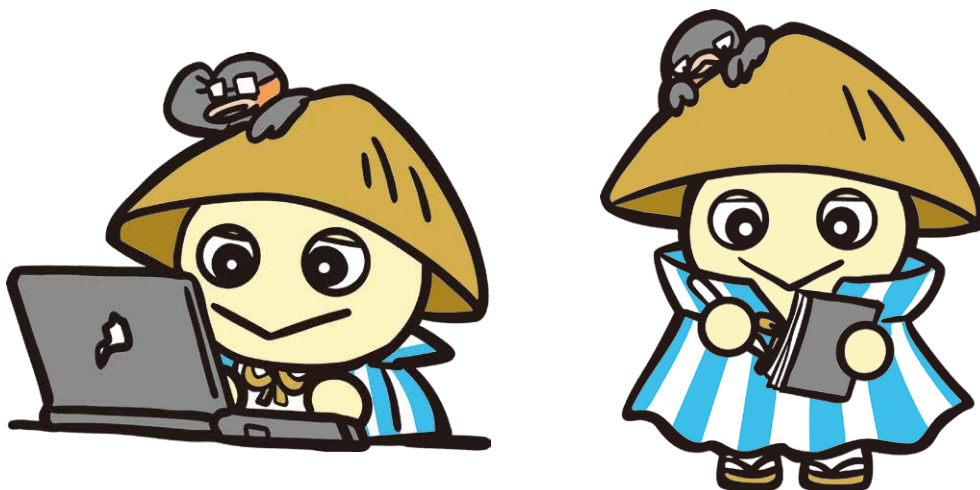
- ① 中小企業・小規模事業者は金融機関を経由して信用保証協会に保証申込み（信用保証委託申込）をします。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業・小規模事業者について、信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業・小規模事業者に融資を行います。このとき、中小企業・小規模事業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者は、融資を受けたときの条件によって金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業・小規模事業者は、信用保証協会に対して返済をします。

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、
日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）、信用保証協会の二者です。

- ①日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②信用保証協会が保証を行った場合、上記①の契約に基づき日本公庫に保証通知を行い、保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



ご利用いただける方

1 企業規模

法人の場合は、「資本金の額（出資の総額）」もしくは「常時使用する従業員」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

個人の場合は、「常時使用する従業員」が下表に該当すれば対象となります。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、「常時使用する従業員」が300人（小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人）以下であれば対象となります。

業 種	資本金の額 （出資の総額）	常時使用する従業員 （小規模企業者）※
製造業など（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下（20人以下）
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）		900人以下（20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下（5人以下）
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下（5人以下）
サービス業	5千万円以下	100人以下（5人以下）
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下（20人以下）
旅館業	5千万円以下	200人以下（20人以下）
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下（20人以下）

※小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（一部の業種については5人以下）の会社または個人等をいいます。

（注1）常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族（有給であっても）、臨時雇用（パート・アルバイト）の従業員、法人の役員は含みません。また、特定非営利活動法人（NPO法人）は雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なものについては常時使用する従業員の範囲に含まれます。

（注2）常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合

従業員数を確認できる資料（原則として労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等）が必要です。

（注3）原則として上表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。

2 所在地

（1）個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方

（2）法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有する方

3 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度要綱等に定めがある場合は、その定めによります。

4 業種

ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業、その他社会的批判を受けるおそれがあるものにおいては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類（総務省編）の分類概念に準拠していますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取り扱いをする場合があります。

5 許認可

許認可等を必要とする業種については、適法に許可・認可等を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業（原則として売上高等が概ね60%以上の事業）の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗（一店舗）についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書（信用保証委託申込書記載）をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、支払っていただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担（代位弁済）等に充てられるものです。

中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (%) (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率 (%) (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

（注1）「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

（注2）「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

（注3）「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証に適用します。

令和7年度創設の保証制度

『支援機関連携』×『モニタリング』で早期支援

モニタリング強化型特別保証

対象者

- ▶ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方。
- ▶ なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

保証限度額

- ▶ 2億8,000万円（組合等 4億8,000万円）

対象資金

- ▶ 事業資金

保証料率

初年度（令和8年3月16日～令和9年3月31日）【1/2相当補助】

(%)

料 率 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保 証 料 率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助 率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

- ※令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定。
- ※有担保割引、会計参与設置会社割引、その他定性要因割引は対象外。
- ※条件変更保証料は補助対象外。
- ※事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ保証料は補助対象外。

保証期間

- ▶ 一括返済の場合…1年以内
- ▶ 分割返済の場合…10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）

取扱期間

- ▶ 令和8年3月16日から令和11年3月31日までに保証申込を受け付けたもの。

備考

- ▶ 【中小企業者・認定経営革新等支援機関の実施内容及び金融機関の責務】
月次で認定経営革新等支援機関によるモニタリングを実施。金融機関及び保証協会に対しては年次のモニタリング報告に加え、経営状況の変化を察知した場合は随時報告する。



ホームページ
(保証制度のご案内)



令和7年度推進の保証制度

経営者保証を不要とする
取り扱いをおこなっています

信用保証料の上乗せなし

通 称	要 件
金融機関連携型	●取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ●「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ●法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。
財 務 要 件 型	●直近決算において一定の財務要件を満たしている。（※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上など） 「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。 なお、信用保証料割引のある「財務要件無保証人保証割引制度（ロングラン70財務型）」もご利用いただけます。
担 保 充 足 型	●法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

信用保証料の上乗せあり

	1 事業者選択型経営者保証 非提供制度（横断的制度） 〈各信用保証制度と組み合わせて利用できます〉	2 事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 （国補助制度） 〔取り扱い期間〕 令和6年3月15日～令和9年3月31日	3 経営支援資金 （経営者保証非提供促進枠）
ご 利 用 い た だ け る 方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 直近決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次のいずれかを満たすこと。 ① 直近決算において債務超過でない。 ② 直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。		
保 証 料 率	ご利用いただける方 (3) ①及び②のいずれも満たす場合 各信用保証制度の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方 (3) ①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証制度の保証料率に 0.45%上乗せ	ご利用いただける方 (3) ①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.15%（所定の保証料率に0.25%上乗せ） ご利用いただける方 (3) ①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.35%（所定の保証料率に0.45%上乗せ） 2、3については、国からの保証料補助があります。 保証料補助 当協会申込受付日 令和7年4月1日～令和8年3月31日 0.10% 当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日 0.05%	

その他、各保証の制度要綱等に基づき経営者保証を不要とする保証制度

- 事業承継特別保証制度
- 経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）
- スタートアップ創出促進保証制度
- プロパー融資借換特別保証制度
- 流動資産担保融資保証制度（ABL保証）
- 特定社債保証制度

ご相談・お問い合わせは 保証部 保証第1課／第2課
TEL：077-511-1321／1322



経営者保証を不要とする
取り扱いについて

責任共有制度のしくみ

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入されました。

責任共有制度の概要

責任共有制度は、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

いずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%になります。

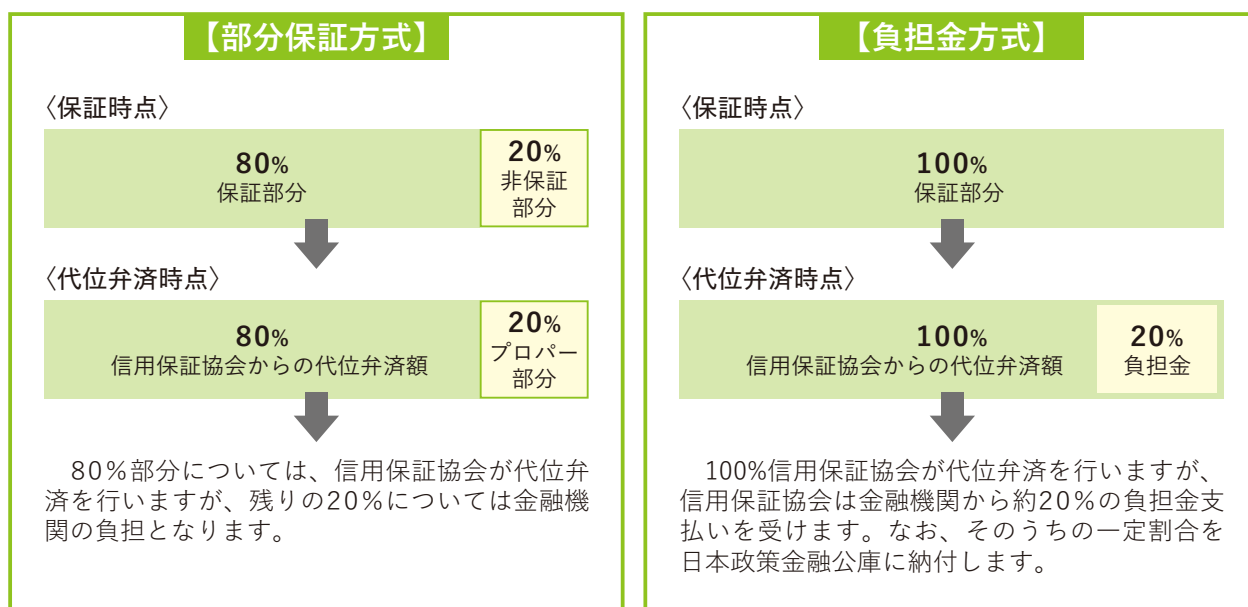
【部分保証方式】

貸付金額の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証します。

【負担金方式】

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

（注）部分保証を前提に創設された保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証）については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。



責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に対象外となる保証制度があります。具体的には、次のとおりです。

責任共有対象外の主な保証制度

- ・ 小口零細企業保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証1～4、6号）
- ・ 危機関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証含む）
- ・ スタートアップ創出促進保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

個人情報保護宣言

滋賀県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（１）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（２）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（３）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

（４）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（５）個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

（６）保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口にて備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（または郵送）ください。

（７）保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・（６）（７）の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（３）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

（８）質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

（９）開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの担当窓口は以下のとおりです。

住 所：〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階
電話番号：（代表）077-511-1300

■担当窓口

	部 署 名	直通電話番号	FAX	業務担当区分
7階	保証部	保証第1課	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・事業承継支援
		保証第2課		保証審査調査・創業支援・創業相談
		創業支援課		保証書発行・契約・担保等事務管理
		事務統括課		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課		
	管理部	管理第1課		求償債権管理・回収
		管理第2課		延滞債務管理・代位弁済
		調整課		
8階	総務企画部	総務課	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画課		保証業務企画・推進・広報・諸計画進行管理
		システムデジタル課		システム企画・運用・管理・デジタル化の推進等

反社会的勢力等の排除

当協会は、反社会的勢力等とは取引いたしません。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等 ⑧暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者 ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者 ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、 | <ul style="list-style-type: none"> 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者 ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者 ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑭協会との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき ⑮風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき ⑯保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が⑭、⑮のいずれかの行為を行ったとき |
|---|--|

役員名簿・組織機構図

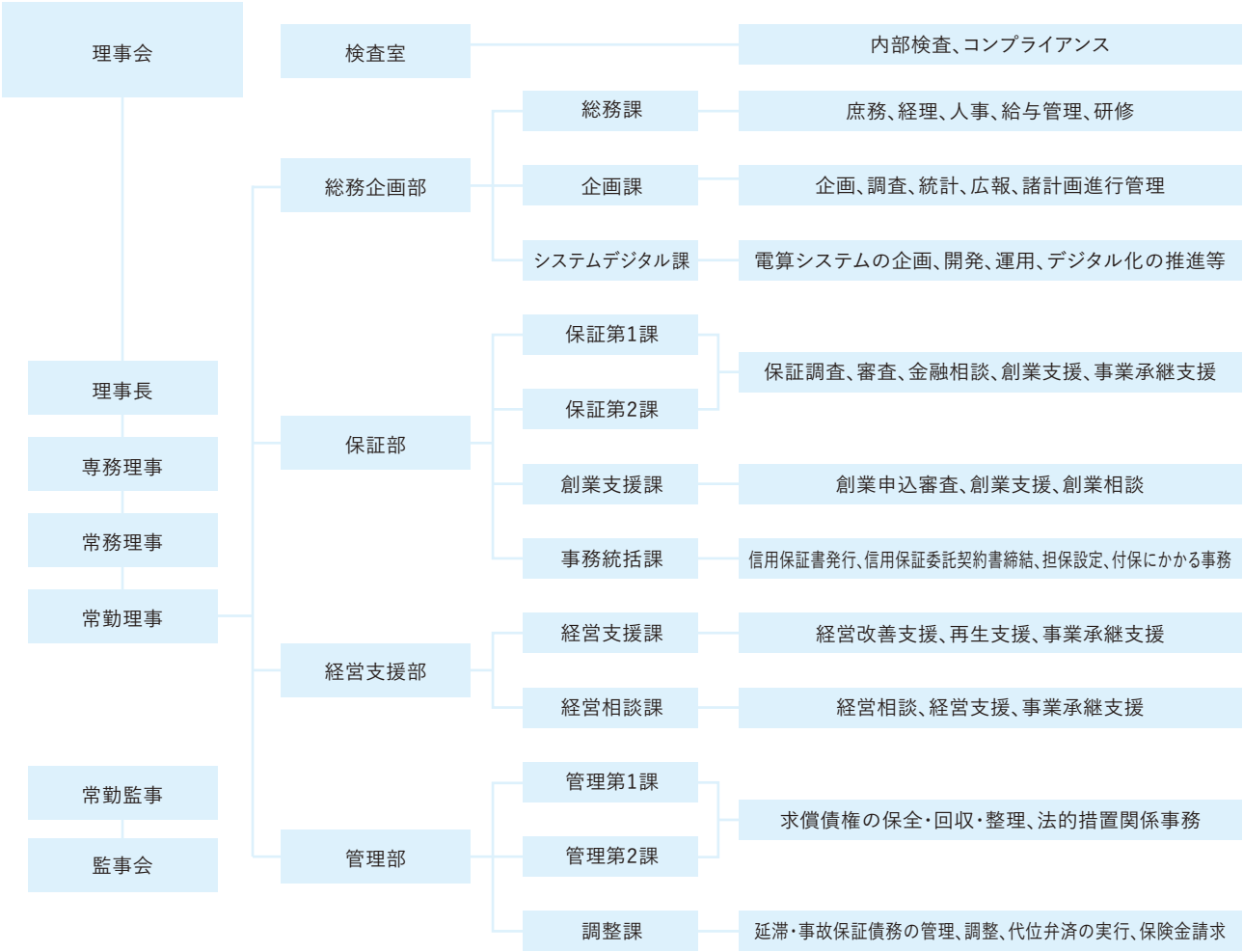
役員名簿

(令和8年7月6日現在)

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
理事長	西嶋 栄治	常勤	理事	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
専務理事	中堀 孝彦	常勤	理事	佐藤 健司	滋賀県市長会
常務理事	上田 勝彦	常勤	理事	澤本 尚人	滋賀県産業支援プラザ副理事長
理事	安藤 育弥	常勤	理事	上西 保	滋賀県商工会連合会会長
理事	青木 和夫	滋賀県信用組合協会会長	理事	高橋 祥二郎	滋賀銀行相談役
理事	伊藤 定勉	滋賀県町村会会長	理事	中村 守	滋賀県総務部長
理事	植木 敏生	滋賀県信用金庫協会会長	理事	畑田 裕也	商工組合中央金庫 大津支店長兼彦根支店長
理事	大崎 裕士	滋賀県商工会議所連合会理事	監事	小幡 和弘	常勤
理事	岡田 暁人	滋賀県商工労働部長	監事	片山 聡	弁護士
理事	川口 剛史	滋賀経済産業協会会長	監事	田中正志	公認会計士
理事	上林 英紀	関西みらい銀行専務執行役員			

組織機構図

(令和8年4月1日現在)



事務所のご案内



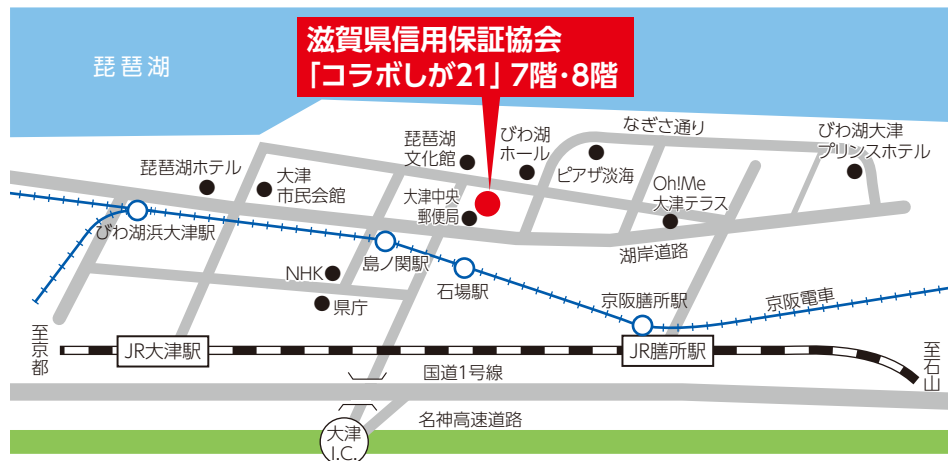
お問い合わせ窓口

担当窓口一覧

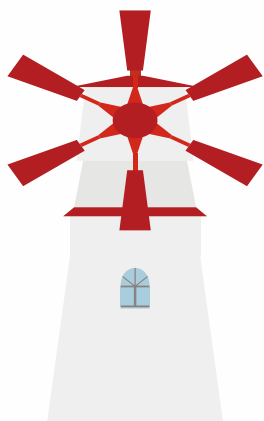
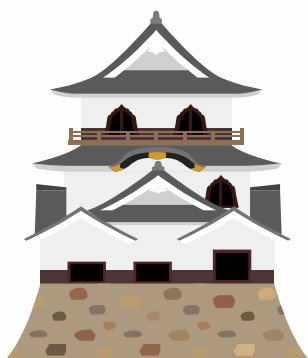
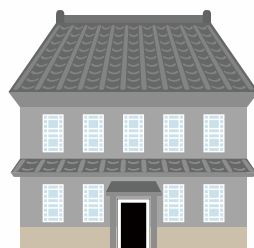
	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322	
		創業支援課	077-511-1320	
		事務統括課	077-511-1325	
	経営支援部	経営支援課	077-511-1323	保証審査調査・創業支援・創業相談
		経営相談課		保証書発行・契約・担保等事務管理
	管理部	管理第1課	077-511-1330	経営支援・再生支援・事業承継支援
		管理第2課	077-511-1360	経営相談・経営支援・事業承継支援
		調整課	077-511-1340	求償債権管理・回収
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	延滞債務管理・代位弁済
		企画課	077-511-1310	人事・庶務・経理
		システムデジタル課	077-511-1315	保証業務企画・推進・広報・諸計画進行管理
			077-521-2189	システム企画・運用・管理・デジタル化の推進等

アクセス

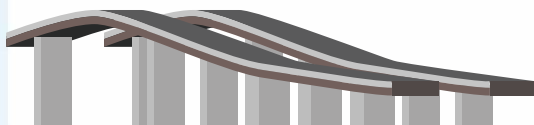
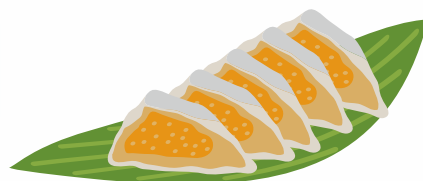
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階



J R 琵琶湖線	大津駅より徒歩	約20分
	膳所駅より徒歩	約15分
	膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約4分
近江鉄道バス	「商工会議所前」下車	約2分



公式キャラクター
さぼじろー
&ブリ兄



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

《編集・発行》

滋賀県信用保証協会 総務企画部 企画課



当協会ホームページ



LINE公式アカウント

LINE ID : @cgc-shiga

